

高知県造林事業計画策定要綱

第1 この要綱は、高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）による造林事業の実施に関し、森林環境保全整備事業計画及び事前計画の作成について定めるものとする。

（事業計画等）

第2 事業計画の作成は次により行う。

1 森林環境保全整備事業計画

- (1) 知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）の達成に資するものとして、別記第1号様式により森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業のうち森林緊急造成、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策、林道整備事業並びに林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業についての森林環境保全整備事業計画書（以下「森林環境事業計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 森林環境事業計画の計画期間は原則5年間とする。
- (3) 知事は、森林環境事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、別記第2号様式により市町村長の同意を得るものとする。

2 事前計画（森林環境保全直接支援事業）

- (1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、森林作業道整備について補助金を受けようとする者は、別記第3号様式により、あらかじめ当該補助を受けようとする森林作業道整備の実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等並びに森林作業道整備と一体的に実施する施業の実施予定箇所及び概算事業量等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

また、別記第4号様式により、森林所有者等の土地使用承諾及び森林法や砂防法等の法的制限の該当の有無について確認のうえ、必要な届出及び許可について記載し、提出するものとする。

- (2) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2、第3の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- (3) 事前計画の作成等については以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする森林作業道整備の実施予定年度（一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づき、森林作業道整備及び一体的に実施する施業の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的まとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあっては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を

含む。)の区域とする。

ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する権限を有する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標

(イ) 森林作業道整備と一体的に実施する森林整備等の実施予定箇所及び施工面積（森林作業道整備を森林整備等に先行して実施する場合にあっては、当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行予定面積）

エ 事前計画の記載については、以下の項目について定めるものとし、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

(ア) 実施年度

(イ) 所在地（市町村名・林小班）

(ウ) 起点及び終点の位置（市町村名・林小班）

(エ) 路線名

(オ) 路網整備の内容（内容・幅員・延長・開設年度）

(カ) 林内路網密度の現況

(キ) 林内路網密度の目標

(ク) 森林の現況（面積・樹種・林齢）

(ケ) 一体的に実施する施業の種類・実施箇所・施工面積

(コ) 図面番号（計画図に連動するもの）

(サ) 計画区分（森林経営計画又は特定間伐等促進計画等）

(シ) 管理者（当該森林作業道を管理する権限を有する者）

(ス) 備考（その他必要事項を記載）※一体的に施業する作業種、事業量、実施年度等

オ 森林作業道の改良のうち復旧を実施する場合にあっては、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付するものとする。事前計画提出後に当該復旧を実施する事由が生じた場合にあっては、当該計画を速やかに変更し、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付して再提出するものとする。ただし、事前に知事と協議を実施した場合は省略できるものとする。

カ 事前計画は、知事が、森林環境保全直接支援事業による森林作業道整備の実施に係る交付要綱別表第3に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものであり、必ずしもその作成者に対して厳格な遵守を求めるというものではないが、その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

キ 知事は、提出のあった事前計画の内容について、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と施業予定箇所との位置関係等から見て施業が効率的に実施し得るか等について確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導又は助言を行うものとする。

3 森林保全再生整備計画

(1) 特定機能回復事業の被害森林整備のうち、森林保全再生整備を実施しようとする者は、別記第5号様式に、事業種別、被害の状況、実施内容、事業費の総額及びその内訳等を記

載した計画（以下「森林保全再生整備計画」という。）（別記第6号様式）を添付し、知事に提出するものとする。

(2) 知事は(1)により提出のあった森林保全再生整備計画に記載された実施内容、実行経費等を確認し、事業が効率的に実施されるよう、必要に応じて当該森林保全再生整備計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

(3) 森林保全再生整備計画の作成については以下によるものとする。

ア 原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかになっている箇所を含む林班で実施するものとする。ただし、知事が認める場合には、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

イ 実行経費の算出にあたっては、「森林保全再生整備における実行経費の算出について」（平成26年3月31日付け25林整第1352号整備課長通知）に基づき算出するものとする。

ウ 森林保全再生整備計画の提出にあたって、別記第7号様式による森林被害度調査診断指標、位置図（5千分の1森林計画図）を添付するものとする。

4 事前計画（特定森林造成事業）

(1) 花粉発生源対策促進事業の事業内容のうち、花粉発生源植え替え、花粉発生源植え替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備、森林作業道整備について補助金を受けようとする者は、別記第9号様式により、あらかじめ当該補助を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 花粉発生源対策促進事業の事業内容のうち、森林作業道整備について補助金を受けようとする者は、別記第4号様式により、森林所有者等の土地使用承諾及び森林法や砂防法等の法的制限の該当の有無について確認のうえ、必要な届出及び許可について記載し、提出するものとする。

(3) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

(4) 事前計画の作成等については以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替の年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）

(ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位

置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(エ) 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

ウ 植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。

(年度計画の作成)

第3 森林環境保全整備事業に基づく年度計画の作成については、次による。

- (1) 施行地を管轄する林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては嶺北林業振興事務所長)(以下「事務所長」という。)は、別記第8号様式により、年度計画書を取りまとめるとともに、その計画書について、事業の計画性、妥当性、実効性等の検討と併せて予算の規模を勘案し、調整するものとする。
- (2) 事務所長は、調整した年度計画書を木材増産推進課長に4月末日までに提出するものとする。
- (3) 上記(1)から(2)の規定は、木材増産推進課長が実施する造林事業申請予定量調査の結果報告をもって代えることができるものとする。

(書類の提出)

第4 この要綱に基づき知事に提出する書類のうち、事前計画及び森林保全再生整備計画については1通を当該事業の実施地を管轄する事務所長へ提出するものとする。

附 則

(適用年度)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。
- 3 この要綱は、平成24年7月13日から施行し、平成24年度事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成27年8月19日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- 6 この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 7 この要綱は、平成30年7月3日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 8 この要綱は、令和元年7月22日から施行し、令和元年度事業から適用する。
- 9 この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 10 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和4年7月19日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 13 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度事業から適用する。
- 15 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

〇〇地域（〇〇地区） 森林環境保全整備事業計画

1	計画策定主体				
2	対象市町村				
3	計画の期間				
4	計画の目標				
5	定量的指標				
6	対象事業			（単位：千円）	
	事業名	事業実施主体	工期	総事業費	備考
	森林環境保全直接支援事業				
	特定機能回復事業				
	林道整備事業				
	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業				
	合計 （全体事業費）				

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

7 事業量

(1) 森林環境保全直接支援及び特定機能回復事業

(単位：ha, m)

事業名		森林環境保全 直接支援事業	特定機能回復事業 (森林緊急造成)	特定機能回復事業 (重要インフラ施設 周辺森林整備)	特定機能回復事業 (林相転換特別対策)	合計
事業内容						
a	人工造林					
b	樹下植栽等					
c	下刈り					
d	雪起こし					
e	倒木起こし					
f	枝打ち					
g	除伐					
h	保育間伐					
i	間伐					
j	更新伐					
k	一貫作業					
l	防火林帯整備					
m	緩衝林帯整備					
付帯 施設 等 整備	n 鳥獣害防止施設等整備					
	o 荒廃竹林整備					
	p 林内作業場及び林内 かん水施設整備					
	q 林床保全整備					
r	森林作業道整備					
計	森林整備 (ha) ※注					
	森林作業道整備 (m)					

※注 森林整備とは、上記事業内容のa～mの施業とする。

(2) 林道整備事業（林道施設老朽化緊急対策を除く）

事業内容		メニュー名	林業生産基盤整備道	山村強靱化林道	林業専用道	森林災害等復旧林道
開 設	路線数					
	事業量(m)					
	走行時間	→			→	
	中間土場整備 (円/㎡)	→			→	
改 良 (舗装以外)	路線数					
	箇所数					
改 良 (舗 装)	路線数	()			()	
	事業量(m)	()			()	
施設集約化（撤去）	路線数					
	箇所数					
老朽化対策	路線数					
	箇所数					
機能回復	路線数					
	箇所数					
農道等改良	路線数					
	箇所数					

注) 走行時間については、左側に開設又は改良前の走行時間、右側に開設又は改良後の走行時間を記載すること（複数路線の場合、それぞれの路線ごとに記載すること）。
 中間土場の整備については、左側に残土処理にかかる費用、右側に中間土場整備にかかる費用を記載すること（複数箇所の場合、それぞれの箇所ごとに記載すること）。
 改良については二段書きとし、林業生産基盤整備道の欄は林業生産基盤整備道以外分、林業専用道の欄は林業専用道以外分を上段に内数として括弧書きで記載すること。

(3) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

事業内容	メニュー名	PCBの濃度分析調査	PCBの処理等	
			塗膜の剥離	塗膜の処分
箇所数				()

注) PCBの処理等のうち塗膜の処分については二段書きとし、塗膜の剥離と同時に実施するものについては上段に内数として括弧書きで記載すること。

(4) 林道整備事業（うち林道施設老朽化緊急対策）

事業内容		メニュー名	林業生産基盤整備道	山村強靱化林道	林業専用道
林道施設老朽化緊急対策	路線数				
	箇所数				
	箇所数				
	箇所数				

注) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策のメニュー名の区分は、一体的に実施する林道施設老朽化対策又は林道改良対策のメニュー名の区分を記載すること。
 林道施設老朽化対策、林道改良対策及び林道施設PCB廃棄物処理促進対策の箇所数は、重複を含むものとする。

8 その他

(1) 市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域に関する事項
(「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知)の第3の第1項第2号関連)

ア 森林の区域及びその面積

実施区域 (林小班名)	面積 (ha)

※森林の区域およびその面積については、10ha程度のまとまりを目安とする。

イ 長期的な森林の取扱いの基本方針

--

ウ 森林施業の方法に関する事項

--

エ 最低10年間、当該森林が維持すべき立木材積

--

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

維持すべき立木材積は標準伐期齢における立木材積の50%以上とする。

オ その他必要な事項

--

(付図) 事業計画図

別記第2号様式

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

森林環境保全整備事業計画の同意について

高知県造林事業計画策定要綱第2の1により、県の作成した森林環境保全整備事業計画については、特に異議ありません。

森林環境保全直接支援事業 事前計画

番 号
年 月 日

高知県知事 様

事業主体
住所
氏名

高知県造林事業計画策定要綱第2の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 対象区域及び延長 (区域の範囲は別紙計画図のとおり)
2. 計画期間
3. 年度別計画
詳細は別紙内訳※1及び計画図のとおり

区 分	森 林 作業道 (m)	間 伐 (ha)	更 新 伐		人 工 林		※2〇〇 (ha)
			(ha)	うち人工造林を 伴う伐採 (ha)	伐採 (ha)	造林 (ha)	
計							

※1 別紙内訳については、本要綱第2の2の(3)の事項が記載されているものであれば、森林経営計画又は特定間伐等促進計画を代用してもよいものとする。また、計画図の縮尺については、原則として1/5000程度とするが、森林経営計画又は特定間伐等促進計画の計画図を代用する場合は1/25,000程度とすることができるものとする。

※2 森林作業道整備と一体的に実施する施業を適宜追加する。

森林作業道 計画路線チェックシート

種 別		路 線 名	
事業実施主体名		全 幅 員	
作 設 場 所		森 林 経 営 計 画 認 定 番 号	
補 助 事 業 名		特 定 間 伐 等 促 進 計 画 策 定 年 月 日	
作設期間(予定)	～	生 産 基 盤 強 化 区 域 名	

チェック項目	チェック欄	対象の概要等
1 計画路線の通過内の土地使用承諾	<input type="checkbox"/> あり	
2 計画路線近傍の保全対象（人家、施設、取水施設等）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	※保全対象は、作業道等が崩壊し土石流となった場合に影響を及ぼすおそれがある範囲内
近傍の人家、関係機関、受益者や利害関係者の合意	<input type="checkbox"/> あり	
3 残土の発生見込み	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	残土の発生見込みがある場合はその処理を行う場所 <input type="checkbox"/> 作設区間内（土場等として活用） <input type="checkbox"/> 作設区間外
4 法的制限の該当		
①森林法 （保安林、林地開発許可）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
②砂防法 （砂防指定地）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
③地すべり等防止法 （地すべり防止区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
④急傾斜地法 （急傾斜地崩壊危険区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑤土砂災害防止法 （土砂災害（特別）警戒区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑥自然公園法	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑦文化財保護法	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑧宅地造成及び特定盛土等規制法（規制区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑨その他の法（県及び市町村の条例等によるものを含む）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

注1：1については土地使用承諾書の写しを、2について保全対象がある場合は合意が得られていることを証明する書面の写しを提出してください。3についてやむを得ず残土が発生することが見込まれる場合はその処理を行う場所にチェックを入れてください。

注2：計画路線（作設区間外で残土処理を行う場合はその残土処理場を含む）が、4に該当する場合で届出や許可の必要があるものについてはその届出の提出や許可が得られていることを証明する書面の写しを添付してください。

注3：4の該当がある場合は、所管する官庁や県が公開している指定区域図やハザードマップ等へ計画路線（作設区間外で残土処理を行う場合はその残土処理場を含む）の位置を記入したものを添付してください。

注4：林地開発許可（道路の新設又は改築）は、「面積1haかつ幅員3m」の規模を超える場合に知事の許可が必要です。

※「面積1haかつ幅員3m」とは、（平均4mを超える全幅員+改築（切盛面）幅）×全体計画延長が1haとなるもの

別記第5号様式

番 号
年 月 日

高知県知事 様

事業主体 事業体名
代表者名

森林保全再生整備計画の提出について

特定機能回復事業（森林保全再生整備）を実施したいので、高知県造林事業計画策定要綱第2の3に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 事業概要等

別紙 「令和 年度 森林保全再生整備計画」のとおり

2. 事業実施場所

（位置図は、別添計画図のとおり）

令和 年度 森林保全再生整備計画

事務所	市町村	事業実施主体

事業概要					
被害の状況	報告年度		区分		
	森林所在地			林班	
	面積 (ha)		樹種		林齢
	被害内訳				
実施内容等	作業区分				
	実施時期				
	達成目標				
	実施個所				
事業費総額					
事業費内訳					
捕獲責任者					
特記事項					
指導機関					
備考					

- 注) 1. 「事業概要」欄には、鳥獣害防止施設整備又は鳥獣の誘因捕獲のいずれを実施するかを記載すること。
 2. 「作業区分」欄には、具体的な実施内容（パッチディフェンス設置、ドロップネット等）を記載すること。
 3. 「達成目標」欄は、別記第7号様式を基に、「被害度○を△に軽減」等を記載すること。
 4. 事業費内訳に記載した内容について、その根拠となる詳細な資料を添付すること。
 5. 「特記事項」欄には、協議会が設置されている場合の、協議事項等を記載すること。

森林被害度調査診断指標

被害度調査

指標等	診断事象	低	中	強	激甚	調査結果
		被害度 1	被害度 2	被害度 3	被害度 4	
	下層植生	食み痕程度で被害・種数とも正常	不嗜好性植物がやや優先	不嗜好性植物のみ	裸地又は少数	
	樹皮剥ぎ	樹皮剥ぎはほとんどなし	一部の小班で軽度な樹皮剥ぎ	樹皮剥ぎ小班が多い	小班で50%超す被害	
	土壌流出	森林内の階層構造発達し下層植生の被度が極めて高い	下層植生の被度が高く土壌流出は少ない	下層植生が少しあり表面のみの浸食	裸地に雨裂あり土砂流出が激しい。溪流に泥分多い	
	採食ライン(ディアライン)	ない	まだ明確なラインは出ていない	森林内にくっきり		
	その他					

被害度調査

診断	被害程度	被害度 1	被害度 2	被害度 3	被害度 4	結果
	内容	若干の影響に留まる	一部の小班に点在全体的に影響は少ない	不嗜好性植物のみ	裸地又は少数	

〇〇地域（〇〇地区） 森林環境保全整備事業（変更）年度計画書

（1）森林環境保全直接支援及び特定機能回復事業

（単位：ha, m）

事業名		森林環境保全 直接支援事業	特定機能回復事業 （森林緊急造成）	特定機能回復事業 （重要インフラ施 設周辺森林整備）	特定機能回復事業 （林相転換特別対策）	合計
事業内容						
a	人工造林					
b	樹下植栽等					
c	下刈り					
d	雪起こし					
e	倒木起こし					
f	枝打ち					
g	除伐					
h	保育間伐					
i	間伐					
j	更新伐					
k	一貫作業					
l	防火林帯整備					
m	緩衝林帯整備					
付 帯 施 設 等 整 備	n 鳥獣害防止施設等整備					
	o 荒廃竹林整備					
	p 林内作業場及び林内 かん水施設整備					
	q 林床保全整備					
r	森林作業道整備					
計	森林整備 (ha) ※注					
	森林作業道整備 (m)					

※注 森林整備とは、上記事業内容のa～mの施業とする。

(2) 林道整備事業（林道施設老朽化緊急対策を除く）

事業内容		メニュー名	林業生産基盤整備道	山村強靱化林道	林業専用道	森林災害等復旧林道
開設	路線数					
	事業量(m)					
	走行時間	→			→	
	中間土場整備 (円/m ³)	→			→	
改良 (舗装以外)	路線数					
	箇所数					
改良 (舗装)	路線数	()			()	
	事業量(m)	()			()	
施設集約化(撤去)	路線数					
	箇所数					
老朽化対策	路線数					
	箇所数					
機能回復	路線数					
	箇所数					
農道等改良	路線数					
	箇所数					

注) 走行時間については、左側に開設又は改良前の走行時間、右側に開設又は改良後の走行時間を記載すること（複数路線の場合、それぞれの路線ごとに記載すること）。
 中間土場の整備については、左側に残土処理にかかる費用、右側に中間土場整備にかかる費用を記載すること（複数箇所の場合、それぞれの箇所ごとに記載すること）。
 改良については二段書きとし、林業生産基盤整備道の欄は林業生産基盤整備道以外分、林業専用道の欄は林業専用道以外分を上段に内数として括弧書きで記載すること。

(3) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

事業内容	メニュー名	PCBの濃度分析調査	PCBの処理等	
			塗膜の剥離	塗膜の処分
	箇所数			()

注) PCBの処理等のうち塗膜の処分については二段書きとし、塗膜の剥離と同時に実施するものについては上段に内数として括弧書きで記載すること。

(4) 林道整備事業（うち林道施設老朽化緊急対策）

事業内容		メニュー名	林業生産基盤整備道	山村強靱化林道	林業専用道
林道施設老朽化緊急対策	路線数				
	箇所数				
	箇所数				
	箇所数				

注) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策のメニュー名の区分は、一体的に実施する林道施設老朽化対策又は林道改良対策のメニュー名の区分を記載すること。
 林道施設老朽化対策、林道改良対策及び林道施設PCB廃棄物処理促進対策の箇所数は、重複を含むものとする。

別記様式 9

年 月 日

高知県知事 様

事業主体

住所

氏名

事前計画（花粉発生源対策促進事業）の提出について

高知県造林事業計画策定要綱第2の4の（1）に基づき、事前計画を別添のとおり提出します。

1 概要

施行地：○○市（大字地番）
計画期間：○○年度～○○年度
森林経営計画の作成の有無： 有 ・ 無
森林経営計画の認定番号：
森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針を記載

2 年度別計画

年度区分	伐倒 (ha)	搬出集積 (ha)	植栽 (ha)	林木被害防止施設等 整備（箇所）	森林作業道 (m)
計					

3 施業別計画

(1)作業システム

作業工程	伐倒	集材	造材	搬出	苗木運搬
機種					

(2)伐倒

実施年度	面積 (ha)	樹種	林齢	伐採方法 皆伐・択伐	伐採率 (%)	図面上の 箇所番号	備考
計							

(3)搬出集積

実施年度	面積 (ha)	搬出材積		出材 予定時期	図面上の 箇所番号	備考
		(m ³)	(m ³ /ha)			
計						

(4)植栽

実施年度	面積 (ha)	樹種	品種	図面上の 箇所番号	備考
計					

(5)林木被害防止施設等整備

実施年度	事業量 (ha) (m)	施設の種類の	図面上の 箇所番号	備考
計				

(6)森林作業道

実施年度	起点位置 (林小班)	終点位置 (林小班)	路線名	整備の内容		図面上の 箇所番号	施設管理者	備考 (林内路網密度)
				幅員(m)	延長(m)			
計								

◆添付書類等

①計画図面

- ・縮尺は適正な範囲で任意とし、次のa～cを図示する。
a施業実施箇所 b林木被害防止施設の位置 c森林作業道の位置（判別可能な凡例を付すこと）
- ・花粉症対策コンテナ苗を証明する書類（苗木の発注書等）

1 概要

施行地：いの町 大字〇〇 〇〇番地
計画期間：〇〇年度～〇〇年度
森林経営計画の作成の有無：有 ・ (無)
森林経営計画の認定番号：25-1
森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針を記載

2 年度別計画

年度区分	伐倒 (ha)	搬出集積 (ha)	植栽 (ha)	林木被害防止施設等 整備（箇所）	森林作業道 (m)
29	10.00	10.00			
30			10.00	1	
計	10.00	10.00	10.00	1	

3 施業別計画

(1)作業システム

作業工程	伐倒	集材	造材	搬出	苗木運搬
機種	チェーンソー	本格架線 集材機	プロセッサ	フォワーダ	本格架線 集材機

(2)伐倒

実施年度	面積 (ha)	樹種	林齢	伐採方法 皆伐・択伐	伐採率 (%)	図面上の 箇所番号	備考
29	10.00	スギ	65	皆伐	100	①	
計	10.00						

(3)搬出集積

実施年度	面積 (ha)	搬出材積		出材 予定時期	図面上の 箇所番号	備考
		(m ³)	(m ³ /ha)			
29	10.00	3,000	300	H29.2	①	
計	10.00	3,000	300			

(4)植栽

実施年度	面積 (ha)	樹種	品種	図面上の 箇所番号	備考
30	5.00	スギ	〇〇〇	①	
30	5.00	ヒノキ	〇〇〇	①	
計	10.00				

(5)林木被害防止施設等整備

実施年度	事業量 (ha) (m)	施設の種類	図面上の 箇所番号	備考
30	2,000m	鳥獣害防護柵	①	
計				

(6)森林作業道

実施年度	起点位置 (林小班)	終点位置 (林小班)	路線名	整備の内容		図面上の 箇所番号	施設管理者	備考 (林内路網密度 の現況)
				幅員(m)	延長(m)			
29	10-3	10-5	〇〇線	2.8	1,000	①	〇〇森林組合	0m/ha
計					1,000			

◆添付書類等

①計画図面

- 縮尺は適正な範囲で任意とし、次のa～cを図示する。
 - a施業実施箇所 b林木被害防止施設の位置 c森林作業道の位置（判別可能な凡例を付すこと）
- 花粉症対策コンテナ苗を証明する書類（苗木の発注書等）